青森県報

第四千五百十五号

平成三十年十月十五日（月曜日）

目次

告示

○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……（健康福祉政策課）…一

○生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……（同）…二

○生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防支援事業所の所在地変更の届出……（同）…二

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出…（同）…二

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出…（同）…二

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防支援事業所の所在地変更の届出……（同）…三

○子どもと子育てに関する調査の実施……（こどもみらい課）…三

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……（障害福祉課）…四

○保安林の指定解除予定……（林政課）…四

○建設業者の許可の取消し……（東青地域県民局）…四

○右　同……（同）…五

○右　同……（同）…五

○右　同……（同）…五

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……（三八地域県民局）…六

○道路の位置の指定……（上北地域県民局）…六

公告

告示

青森県告示第七百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

区分		変更前	変更後
居宅介護事業者	名称	医療法人仙知会	
	主たる事務所の所在地	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	
居宅介護事業の種類		訪問看護	
居宅介護事業所	名称	訪問看護ステーションのぞみ	
	所在地	弘前市大字高田二三〇の一	弘前市大字八幡町一丁目二の二
変更年月日		平成三〇・七・一	

青森県告示第七百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

区分			
介護予防事業者	名称	医療法人仙知会	
	主たる事務所の所在地	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	
介護予防事業の種類		介護予防訪問看護	
介護予防事業所	名称	訪問看護ステーションのぞみ	
	所在地	弘前市大字高杉字五反田二三〇の一	弘前市大字八幡町一丁目二の二
変更年月日		平成三〇・七・一	
変更前			
変更後			

青森県告示第七百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

区分			
介護予防支援事業者	名称		
	主たる事務所の所在地		
介護予防支援事業所	名称		
	所在地		
変更年月日			
変更前		五所川原市	五所川原市字岩木町一二
変更後			五所川原市字布屋町四一の一

青森県告示第七百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

区分			
居宅介護事業者	名称	医療法人仙知会	
	主たる事務所の所在地	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	
居宅介護事業の種類		訪問看護	
居宅介護事業所	名称	訪問看護ステーションのぞみ	
	所在地	弘前市大字高杉字五反田二三〇の一	弘前市大字八幡町一丁目二の二
変更年月日		平成三〇・七・一	
変更前			五所川原市字幾世森二一八の六
変更後		五所川原市地域包括支援センター	五所川原市字布屋町四一の一

青森県告示第七百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

区分		介護予防事業者	介護予防事業所	介護予防事業所	変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	
変更前		医療法人仙知会	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションのぞみ	弘前市大字高杉字五反田二三〇の一	平成三〇・七・一
変更後						弘前市大字八幡町一丁目二の二	

青森県告示第七百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

区分		介護予防支援事業者	介護予防支援事業所	介護予防支援事業所	変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
変更前		五所川原市	五所川原市字岩木町一二	五所川原市地域包括支援センター	五所川原市字幾世森二一八の六	平成三〇・五・七
変更後			五所川原市字布屋町四一の一		五所川原市字布屋町四一の一	

青森県告示第七百七号

子どもと子育てに関する調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

一　調査の目的

近年の出生率の低下、核家族化及び都市化の進展、女性の社会参画など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している状況において、親と子が共に育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、結婚から子育てに希望と喜びを持てる青森県づくりを進めていくための施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二　調査対象の範囲

県内在住の十六歳未満の子どもの保護者及び二十歳以上四十歳未満の独身者

三　報告を求める事項及びその基準となる期日

1　報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一)　県内在住の十六歳未満の子どもの保護者について

(1)　世帯の状況

(2)　子育ての状況

(3)　結婚に対する意識

(4)　子育てに関する意識

(5)　子育てに関する行政への要望

(二) 県内在住の二十歳以上四十歳未満の独身者について
(1) 世帯の状況
(2) 職歴、年収の状況
(3) 結婚に対する意識
(4) 子育てに関する意識
(5) 結婚に関する行政への要望

2　報告を求める基準となる期日は、平成三十年十月十五日とする。

四　報告を求める者
住民基本台帳をサンプリング台帳とした層化二段無作為抽出法により抽出した十六歳未満の子どもの保護者二千名及び二十歳以上四十歳未満の独身者三千名とする。

五　報告を求めるために用いる方法
調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とインターネットを利用した回答方法を併用する。

六　報告を求める期間
平成三十年十月十五日から同年十一月二日までとする。

青森県告示第七百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人・花	弘前市大字藤代二丁目一一の六	就労移行支援	就労移行支援事業所（多機能型）「なのはな」	弘前市大字藤代二丁目一一の六	平成三〇・一〇・三

青森県告示第七百九号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

一　解除予定保安林の所在場所
つがる市車力町屏風山一の一一二六
二　保安林として指定された目的
風害の防備
三　保安林を解除しようとする理由
水道事業用地とするため

公　告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　工藤建設工業
二　氏名　工藤勝繁
三　主たる営業所の所在地　東津軽郡平内町大字松野木字家岸二三の二
四　許可番号　青森県知事許可（般―二九）第一〇〇六六三号
五　取消年月日　平成三十年九月二十五日
六　取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七　取消しの原因となった事実

平成三十年八月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　有限会社幸正鋼業
二　代表者の氏名　山田武志
三　主たる営業所の所在地　青森市大字西田沢字浜田三三二の五
四　許可番号　青森県知事許可（般―二六）第一〇〇二四〇号
五　取消年月日　平成三十年九月二十六日
六　取消しに係る建設業の許可
　鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成三十年四月一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　成和産業株式会社
二　代表者の氏名　中村敏
三　主たる営業所の所在地　青森市大字駒込字桐ノ沢一三六の四
四　許可番号　青森県知事許可（般―二九）第九九九五号
五　取消年月日　平成三十年九月二十六日
六　取消しに係る建設業の許可
　建築工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成三十年九月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月十五日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　有限会社東建ホーム
二　代表者の氏名　須藤順悦
三　主たる営業所の所在地　青森市原別一丁目三の一七
四　許可番号　青森県知事許可（般―二五）第一〇〇六九四号
五　取消年月日　平成三十年九月二十八日
六　取消しに係る建設業の許可
　建築工事業、大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装

工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七　取消しの原因となった事実

平成三十年九月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出先機関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、下長土地改良区の定款の変更を平成三十年九月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年十月十五日

三八地域県民局長　津　島　正　春

上北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月十五日

上北地域県民局長　櫻　庭　憲　司

位置	延長	幅員	指定年月日
十和田市東十四番町二四の一	六六・七八メートル	六・〇〇メートル	平成三〇・九・二〇

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭